

平成30年8回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 平成30年8月23日(木)

午後 2時20分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 梅田教育長職務代理者, 河埜内委員, 浅野委員, 市川委員,
中秋委員

4 説明員 中川教育次長兼教育振興課長, 吉本学校教育課長,
岡元文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件
付議案件

報告第4号 臨時代理処分の承認について(定例市議会に提案される教育委員会
関係の議案について)

議案第53号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について

議案第54号 平成30年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第55号 平成31年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について

○高田教育長 ただいまから, 平成30年第8回竹原市教育委員会会議定例会を開会いた
たします。お諮りいたします。報告第4号及び議案第53号は成案になる
前の内部検討の段階であるため, また, 議案第54号は個人情報であるた
め, 非公開とすることに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって報告第4号, 議案第53号及び議案第5
4号は非公開とすることに決定しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 以上で非公開の議題は終了しました。続いて、議案第55号「平成31年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に、教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務として、教科書その他の教材の取扱に関することを管理し及び執行するとされています。続いて、参照法令です。学校教育法附則第9条を載せております。高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができとなっております。なお、この第34条第1項というのは、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は著作本と呼ばれる文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとありますが、特別支援学級においては、一般図書でもかまわないということになっております。このことについては、中学校についても同様でございます。このことを受けて、別に資料をお付けしております。平成31年度使用特別支援学級用教科用図書の採択についての資料ということで、選定理由書をお付けしております。平成31年度から特別支援学級における使用教科用図書、一般図書を含めて採択することについて、御審議をいただくものでございます。1ページが1人になっていますが、一人ひとりの状況も違いますので、それぞれの学校が、検定本、著作本、それから広島県教育委員会の方から一覧が出ているのですが、一般図書、この県教委から出ている一般図書の中から選定をして、このような選定理由書があがってきております。この選定理由書における著作本、一般図書について、採択をしていただきたいと思います。なお、来年度他市町から転入した児童生徒がいる場合、今回採択していただいた種類の中から選ぶこと

になります。竹原市の小中学校等で使用したい特別支援学級用の図書の採択となります。以上です。

- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 河埜内委員 学校教育法附則第9条にある当分の間を教えてください。
- 吉本課長 法律用語ではないですが、当分の間というのは、期限を切らずに当分の間となります。
- 河埜内委員 規則的にどうなるのか知りたいです。
- 吉本課長 暗黙に、当分の間というのは、半永久的にはないですが、何かが次に決まるまではということになります。
- 河埜内委員 一人ひとり違う資料ですか。何人いますか。
- 吉本課長 25名分になりますので、右上に番号が入っており、名前のところを25番にしています。25名分と考えていただければよろしいかと思えます。
- 梅田教育長
職務代理者 例えば、15番、この子は5年生ですよね。算数で検定の教科書のところに1年と書いてあります。5年生で知的障害かと思うのですが、1年生の教科書を使うということですか。
- 吉本課長 この子は5年生ですが、検定済教科書というのは教科書です。一般的に使う教科書の下学年になります。1年生の教科書を使用して学習します。音楽については5年生の教科書を使います。音楽については、いろいろ議論をするのですが、いくらか交流学級で学級へ行って、交流をして歌を歌ったりすることもあります。そういうことも含めて5年生の教科書を使っているということになりますが、5年生の内容を全て理解するのは大変困難であるということは当然のことなので、担任がしっかり指導支援をしながら、5年生の教科書を音楽については使っているということになります。
- 梅田教育長
職務代理者 ちなみに音楽だったら、音符だけとか、耳からリズム感だけとか、音程だけは適切ということですか。
- 吉本課長 何をしなければならない、何をしなくて良いということではなく、それを目指して同じようには出来ないので、個別に特別支援学級の担任が交流学級に行っても担任がついています。同じような授業をしながらも、個別

に言えば、この子については別のことをやっているという認識です。例えば歌を歌うときには一緒に歌うけれども、その他のことについては個別の支援指導をしています。その授業でやりたいこと、目標というのは当然クラスの目標とこの子の目標は違うので、個別に対応しています。たまたまその教科用図書が同じものを使っているだけという認識です。

○高田教育長

教科書の選定のバックには、一人ひとりの子供達の教育計画、個別の指導計画があります。通常の学級が40人、低学年だと35人の中で、一斉画一の中で、一人ひとりを大切にしながら授業をできると、特別支援学級に入居している子供達は、一斉の授業ではなくて個別具体の支援をしていくことで、その子の能力をより引き上げることができます。そういう判断では特別支援学級、その特別支援学級の中でも今おっしゃられた知的障害もあれば、肢体不自由、情緒障害もあります。情緒障害の子の適正で言えば計算問題は非常に早く解けるが、図形の問題は困難さが伴うといったものがありますので、個別具体の支援計画があつて、その中でこの子にとっては、算数については1年の下学年の教科書がこの子の実態に適切であると、音楽については一人でやるのではなく、おそらく他の5年生と一緒にやる中で、5年生全体の目標とは違って、この子の目標があるはずで。例えば、みんなと一緒にやることでリズム感を養うとか、歌う楽しさを味わうとか、そう考えたら音楽については一緒にするために同じ教科書、そういう判断が個別具体に実はこの後ろにあるという、特別支援教育の考え方であるので、御理解いただければと思います。

○浅野委員

肢体不自由の場合に、知的障害が無い場合でも違う教科書を使ったりするのですか。

○吉本課長

通常の教育課程の場合は同じ教科書を使います。肢体不自由の子の場合で、通常学級と全く同じ教科書を使っていることはありますが、そういうことについてはここには出てきません。それは普通どおりの教科書なので、選定をする必要がありません。

○浅野委員

9番目の子は一般図書ですか。

○吉本課長 音楽と図工は通常の4年生の教科書です。一般図書というのは教科書ではなく、一般の本屋さんで売っているような本です。この子については、肢体不自由なのですが、肢体不自由のすぐ下の③のところに、丸がついています。概ね知的障害である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に変えて編成したものという風に、この子の場合、知的障害もあるので、この子についてはこういう教科書を使いますというものです。他の肢体不自由な児童の中には全て検定済の教科書の子はおります。ちなみに、通常の教育課程の子は、この他に市内に8人おまして、通常の教育課程と同じ教科書を使っていますので、ここには入ってきておりません。

○高田教育長 特別支援学級の学習指導の欄には、その子の具体的な目標なり、達成する手立てなどが書いてあるので、また御覧いただいて御指導いただければと思います。

○浅野委員 教育課程の中に1～3とありますが、1の子は具体的にはどの程度の子ですか。

○吉本課長 知的な遅れはあまり無い子です。順番に難しいということになりますが、ほとんど通常の教育課程でいけるのだけれども、自立活動、いろんな教科を統合して自立活動ということにしている場合もあるのですが、例えば算数と社会を一緒にして買い物練習をすとか、こういうようなことをしている子もあります。

○浅野委員 なかなかこういう子は少ないですか。

○吉本課長 少ないです。

○浅野委員 こういった子の場合、例えば集団での学習が難しいとかそういうこともありますか。

○吉本課長 そうです。

○高田教育長 極端な場合、5教科の成績についてはみんなと一緒にできるけれども、今おっしゃられたソーシャルスキルですが、例えばカッときてそこを抑えるアンガーマネジメント、例えばそういったことを身につけるために、時間を取り出して、通級のような形で学習するなどあります。そのようなイ

メージです。

- 市川委員 教科書を選ばれているのは、現在見られている先生ですか。
- 吉本課長 そうです。基本的に来年度の教科用図書をやっています。
- 市川委員 学年は来年の学年ですか。
- 吉本課長 そうです。
- 市川委員 1年生の場合はどうなりますか。
- 吉本課長 1年生の場合は幼稚園、今ここで一人だけ、10番の子が1年生第1学年と書いてありますが、10番の子についてはこの子は現時点では幼稚園の子です。幼稚園の子について幼稚園と相談をして状況を確認し、どういうものが良いのか相談をしながら、来年度1年にあがったときにはこういうものが良いのではないかということです。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長 はい。
- 職務代理者
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第55号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成30年第8回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

平成30年 8月23日 午後 2時20分閉会